

国見町条例第9号

国見町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

国見町道路占用料徴収条例(平成元年国見町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
1 法第3 2条第1 項第1号 に掲げ る工作 物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1 年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につ き1年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	1000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔	表示面積1㎡につ き1年	900
その他のもの	占用面積1㎡につ き1年	1000	
2 法第3 2条第1 項第2号 に掲げ る物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1 年	22
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		31
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		46
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		92
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		220
	外径が0.7m以上1m未満のもの		310

	外径が1m以上のもの			610	
3 法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1mにつき1年	3 10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	820
		その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	510 310
	その他のもの				1000
	4 法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	1000
5 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			450	
	地下に設ける通路			270	
その他のもの			1000		
6 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	9	
	その他のもの		占有面積1㎡につき1か月	90	
7 政令第7条第1号に掲	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1か月	90	
		その他のもの	表示面積1㎡につき	900	

掲げる物件			き1年			
	標識		1本につき1年	820		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	9		
		その他のもの	1本につき1か月	90		
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	9		
		その他のもの	その面積1㎡につき1か月	90		
アーチ	道路を横断するもの	1基につき1か月	900			
	その他のもの		450			
8	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	1000		
9	政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	Aに0.034を乗じて得た額		
10	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1か月	90		
11	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100		
12	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
		上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額	
		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額				
13	政令第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
		その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額		

14	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.015を乗じて得た額
15	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
16	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額
17	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
18	政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国見町道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。